

和歌山県公共工事入札監視委員会第92回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和7年2月27日（木） 13:30～15:00 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	柳川正剛（委員長） 田上順子（副委員長） 辻原治 岩橋靖子 浅野美穂	
審議対象期間	令和6年10月1日 ～ 令和6年12月31日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の認定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	1 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問 別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○和歌山競輪場バンク全面改修工事</p> <p>1. A委員 アスファルトの舗装は特殊な工法のようにだが、入札参加可能者数が3者というのは、全国で3者ということか。</p> <p>そうすると、他県の競輪場の舗装も同じような状況であるということか。</p> <p>2. B委員 平成11年の前回改修から25年が経過とのことだが、耐用年数としてはどれぐらいを想定しているのか。</p> <p>計画としては20年ぐらいを目安にしている、今回は20年以上が経っているものの大きな支障はでていないが、早めを実施しておいたほうが経費削減できるという理解でいいか。</p>	<p>(発注機関：海草振興局建設部)</p> <p>1. 全国で3者</p> <p>はい。</p> <p>2. 20年ぐらいで大規模な改修が必要で、すでに耐用年数を過ぎている。大きな問題があるわけではないが、後になればなるほど費用が高つくので、予防保全的に早く実施することとしている。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○和歌山下津港海岸港湾海岸整備（老朽化）工事</p> <p>1. C委員 入札参加資格要件に「作業船の所有権を有すること。」とあるが、所有していなければならないというのは、何かのルールに基づいているのか。それとも持っていないと不都合があるのでそうしているのか。</p> <p>2. C委員</p>	<p>(発注機関：和歌山下津港湾事務所)</p> <p>1. 海上で施工する工事であるため、船舶を所有することを条件としている。自社所有のほか、傭船契約や共同所有も可としている。</p> <p>2. 施工実績や作業船の所有等の入札参加資</p>

意見・質問	回 答
<p>契約後に下請契約を締結する予定である場合、下請業者が作業船を所有していて、元請業者が所有していない場合はどうなるのか。</p> <p>例えば2者のJVで入札した場合、施工実績や船の所有はどちらかがあれば認められるのか。</p> <p>今回の工事はJV不可ということか。</p> <p>3. B委員 入札参加可能者数が20者あって1者しか応札していない。1者になった理由は何か考えられるのか。</p>	<p>格要件は、元請業者が満たしている必要がある。</p> <p>代表幹事のみ。</p> <p>海上工事というだけで工事自体には特殊性がなく、施工可能な県内企業がある程度いるため、JVは対象としていない。</p> <p>3. 船を所有している業者は県内に散らばっており、燃料代が高騰していることもあって、どうしても現場の有田市まで遠いというのがある。それと、県の場合だと9月ぐらいまでに発注をしていることが多く、落札した他工事の施工が始まる時期に入札となった場合は参加してもらえないことが考えられる。</p>
<p>【意見交換会】</p> <p>下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について</p> <p>2. 技術者の配置及び専任等に係る金額要件等の見直しについて</p>	